

平成16年3月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成16年度パソコン及びプリンタ等の保守委託業務
 - (2) 委託期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
 - (3) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 単独参加の資格要件
 - ア 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、情報処理業務（情報通信ネットワークに関する企画・設計・開発・維持管理及び情報関連機器の維持管理）の入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - イ 当該保守業務を担当する人員を常時3人以上有すること。
 - ウ 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - キ 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）に基づく指名停止期間中でない者。
 - ク 本調達への共同参加を行っていないこと。
 - (2) 共同参加の場合の資格要件
 - ア 全体
 - ① 共同参加者は、3者以内とすること。
 - ② 共同参加の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
 - イ 各共同参加者
 - ① (1)のアからキまでの要件を満たしていること。
 - ② 本調達へ単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。
 - ③ 受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成16年3月12日（金）から平成16年3月19日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
4に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県企画振興部情報企画課（熊本県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 3085
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成16年3月12日（金）から平成16年3月24日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

- イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時
平成16年3月18日(木)午後2時から
- イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成16年3月24日(水)午後1時30分から
- イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課
- (5) 入札書の提出方法
5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成16年3月23日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって